

2025年度

全溶連 賠償責任保険制度

＜施設所有（管理）者賠償責任保険 ＋ 生産物賠償責任保険＞

団体契約の
スケールメリットにより、
個別にご契約いただくよりも
割安な保険料で
ワイドな補償！

万一の事態に備えて、
経営の安定のために

この団体保険制度のポイント

1

現場作業中の事故の他、施設の所有・使用・管理に起因する賠償責任事故も対象となります。

2

工事引渡後や販売する高圧ガス容器・器具の不備や欠陥に起因する賠償責任事故も対象となります。

3

借用財物、支給財物、受託財物への補償も対象となります。

締 切 日 ・ ・ ・ ・ ・ ▶ 2025年6月15日

保 険 期 間

2025年7月1日午後4時より
2026年7月1日午後4時まで
1 年 間

お申込方法

上記締切日までに、保険料を払込みのうえ、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会あて、添付加入申込票をご送付（郵便またはFAX）ください。

※締切日以降のお申込みは、保険の開始日が7月1日とならないことがあります。

※加入者証の発送は8月中旬を予定しています。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

全溶連 賠償責任保険制度の特長

団体契約のスケールメリットにより、 割安な保険料で、ワイドな補償

補償を目的とした掛け捨ての保険で、全溶連による会員のための制度です。
経営の安定のために最適です。

この保険は、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会が保険契約者となる団体契約です。全溶連
団体賠償責任保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、全溶連の会員および賛助会員
に限ります。

ワイドな補償範囲

高圧ガス販売業務（除く LPG）を対象としますが、
この他に工業用 LPG 販売業務・電気溶接機販売業務・電動工具／空圧工具販売業務・
医療用ガス販売業務なども補償の対象に加えることができます。

保険料は全額損金算入

組合員が負担された保険料は、全額損金に算入できます。
（2025年3月現在）

簡単な加入手続

郵便局・銀行での保険料のお払込みと、加入申込票の記入送付（FAX）だけで加入できます。

この保険は…

高圧ガス^{※1}販売業務（除く民生用（家庭用）LPG）および **施設の所有・使用・管理**

に伴う偶然な事故により他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、
汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、貴社が **法律上の損害
賠償責任** を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、
保険金を支払います。

●**高圧ガス販売業務**……高圧ガスの充填・抜き取り・詰替えなどの業務および高圧ガスを製造・貯蔵・
充填・供給するための器具・容器等の製造販売・取付け・取替え、修理・
保守・点検などの業務をいいます。

●**保険による補償の対象者となる方（被保険者といえます）**……

保険加入した会員およびその委託を受けて業務を行う方をいいます。

●**法律上の損害賠償責任**……法令や裁判例に照らして負うべき責任です。示談等により賠償額を決め
る場合は事前に全溶連または引受幹事保険会社にご相談ください。

上記の高圧ガス販売業務に加えて、**工業用 LPG^{※2}販売業務**、**電気溶接機販売業務**、**電動工具／空圧工具販売業務**、
エンジン・発電機販売業務、**溶接棒販売業務**、**医療用ガス・医療機器用ガス販売業務**
を保険の対象とすることもできます。

※1「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（第2条）に定めるものをいいます。

※2「工業用 LPG」とは、日本工業規格にて定めるものをいいます。

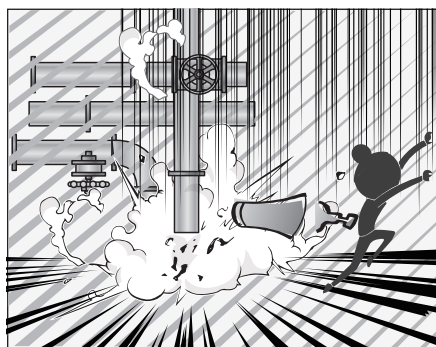
お支払いの対象となる事故例

保険期間中に生じた次のような事故により、加入者が第三者に身体障害や財物損壊を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に補償の対象になります。

現場作業の不注意により、
得意先の店舗が爆発・倒壊

容器や配管の不備・欠陥
により第三者がケガをした

得意先へ配達の際、積卸し作業の
ミスにより第三者にケガを負わせた



①客先の店舗・倉庫等の施設における作業中の不注意による事故

(現場作業中に火災・爆発・ガス漏れ等による死傷事故が起きた、現場付属の器材置場に近所の子どもが入りこみ器材の下敷きになった…等)

②販売・営業活動に伴う、従業員・作業員のミスによる事故

(容器のペイントで客の車を汚した、配達先の玄関を壊した……等)

③販売もしくは貸与した高圧ガス、高圧ガス容器・配管・器具等の不備・欠陥による事故

(容器の破裂で周囲の物が破損した、バルブの不備によるガス漏れにより死者が出た……等)

④容器・配管・器具等の設置工事、修理、保守点検作業中または完了引渡後、作業ミスが原因で起きた事故

(工事、作業は有償・無償を問わずいずれも対象になります。)

⑤高圧ガス関連商品・物品・器材(高圧ガス容器等)を自動車に積み込みまたは積卸し作業中の事故等※

※自動車の使用等(サイドブレーキの操作等)に起因する事故の場合は、自動車損害賠償責任保険または自動車保険が優先となります。詳細は5ページを参照ください。

支払限度額・免責金額および保険料

「年間保険料計算シート」に記述しているように、Aコース・Bコース・Cコースの3種類の支払限度額を設定しています。いずれかご希望のコースをお選びください。保険料は売上規模により決まります。

- 支払限度額**……………保険金をお支払いする限度額をいいます。1回の事故につき身体障害・財物損壊あわせて年間保険料計算シート記載の支払限度額がお支払いの限度額となります。また、この限度額は1年間通算のお支払限度ともなります。
※支払限度額は、施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険それぞれ別個に設定されます。
- 免責金額**……………保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
(自己負担額)
各コースとも、1事故につき**5万円**を自己負担していただきます。
従って5万円以下の事故はお支払いの対象外となります。

保険金をお支払いする主な場合

〈施設所有（管理）者賠償責任保険〉

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

〈生産物賠償責任保険〉

被保険者が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

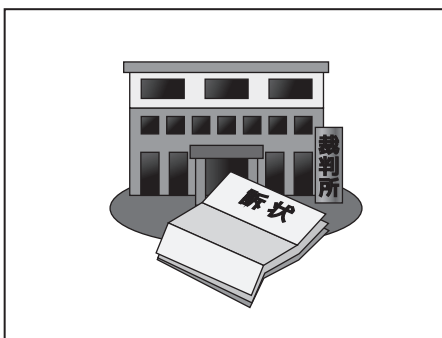
保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

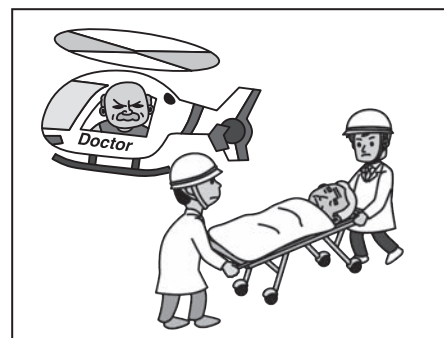
損害賠償金



訴訟等の費用



緊急措置費用



損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受幹事保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受幹事保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受幹事保険会社の同意を要しますので、必ず引受幹事保険会社までお問合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

〈普通保険約款でお支払いしない主な場合〉

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
→全溶連の賠償責任保険制度では、「全溶連特約①」「全溶連特約②」（いずれも自動セット）により一部を補償することが可能です。詳しくはパンフレットP6～7をご参照ください。
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

〈賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合〉

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

〈施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合〉

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
→全溶連の賠償責任保険制度では、全国高压ガス溶材組合連合会（全溶連）賠償責任保険特約（自動セット）により、作業場内・施設内における工作車の所有・使用・管理、および自動車の貨物の積込み・積卸しに起因する損害について、一部が補償対象となっています。
ただし、これらのリスクについて引受保険会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その工作車・自動車について自動車損害賠償責任保険の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、損害の額がその自動車損害賠償責任保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせ下さい。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

〈生産物特別約款でお支払いしない主な場合〉

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたときと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
 ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
 →全溶連の賠償責任保険制度では、「全溶連特約③」（自動セット）により一部を補償することが可能です。詳しくはパンフレットP7をご参照ください。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

主な特約(自動セット)について

「管理する財物」の分類	補償対象とする特約
(A) 被保険者が第三者から借用中の財物	全溶連特約①
(B) 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）	
(C) 上記（A）および（B）を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物	
(D) 上記（A）から（C）までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	—————
(E) 上記（A）から（D）までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物（工事・仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	全溶連特約②

(1) 全溶連特約①(借用・支給・受託財物損壊補償)とは…

補償の内容	加入者証記載の仕事の遂行のために、被保険者が借用し、支給され、もしくは受託する財物(前記「管理する財物」の分類の(A)～(C)をさします。)滅失、破損もしくは汚損したことに起因して、被保険者が借用財物、支給財物もしくは受託財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、紛失または盗難に起因する損害は補償対象外となります。
支払限度額	1 事故・保険期間中につき「500 万円」
免責金額	1 事故につき「5 万円」
保険金をお支払いしない主な場合	○発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の滅失、破損もしくは汚損 ○他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の滅失、破損もしくは汚損 ○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の滅失、破損もしくは汚損 ○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の滅失、破損もしくは汚損 ○電気的または機械的な原因により生じた借用財物の滅失、破損もしくは汚損 ○傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない滅失、破損もしくは汚損 ○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた滅失、破損もしくは汚損 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する借用財物または支給財物の滅失、破損もしくは汚損 ○借用財物または支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ○借用財物または支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する受託財物の損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する受託財物が滅失、破損、汚損、紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害 ○受託財物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する受託財物の損害 ○受託財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害 ○受託財物の目減り、原因不明の数量不足または受託財物本来の性質(注1)に起因する損害 ○受託財物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫(注2)内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害 等 (注1)受託財物本来の性質には、自然発火および自然爆発を含みます。 (注2)冷凍倉庫または冷蔵倉庫とは、10℃以下の低温で受託財物を保管する倉庫をいいます。

(2) 全溶連特約②(管理財物損壊補償)とは…

補償の内容	管理財物(前記「管理する財物」の分類の(E)をさします。以下「補償管理財物」といいます。)の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
支払限度額	1 事故・保険期間中についての支払限度額(お申込コースの支払限度額(1億円・3億円・5億円))
免責金額	1 事故につき「5 万円」
保険金をお支払いしない主な場合	○被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害 ○補償管理財物の使用不能に起因する損害 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊に起因する損害 ○貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する補償管理財物の損壊に起因する損害 ○補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 ○補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊に起因する損害 ○被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害 ○被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害(全溶連特約①で補償) ○被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害(全溶連特約①で補償) 等

(3) 全溶連特約③(不良製造品損害補償)とは…

補償の内容	生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(以下「製造品・加工品」といいます。)の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害、および製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害を補償する特約です。ただし、この特約をセットしても製造品・加工品の使用不能損害は補償されません。
支払限度額	1 事故・保険期間中につき「500 万円」
免責金額	1 事故につき「5 万円」
保険金をお支払いしない主な場合	この特約で補償する損害を免責としている項目を除き、普通保険約款、賠償責任保険追加特約、生産物特別約款の「保険金をお支払いしない主な場合」と同様となります。

※(1)～(3)とも、お申込コースの支払限度額の内枠払いとなります。

(高圧ガス販売業務等)

(1) 高圧ガス販売業務(医療用ガスを除く)

<保険料計算の方法>

①本ページの

(1) 高圧ガス販売業務(医療用ガスを除く)フローチャートに従って、年間保険料を計算してください。

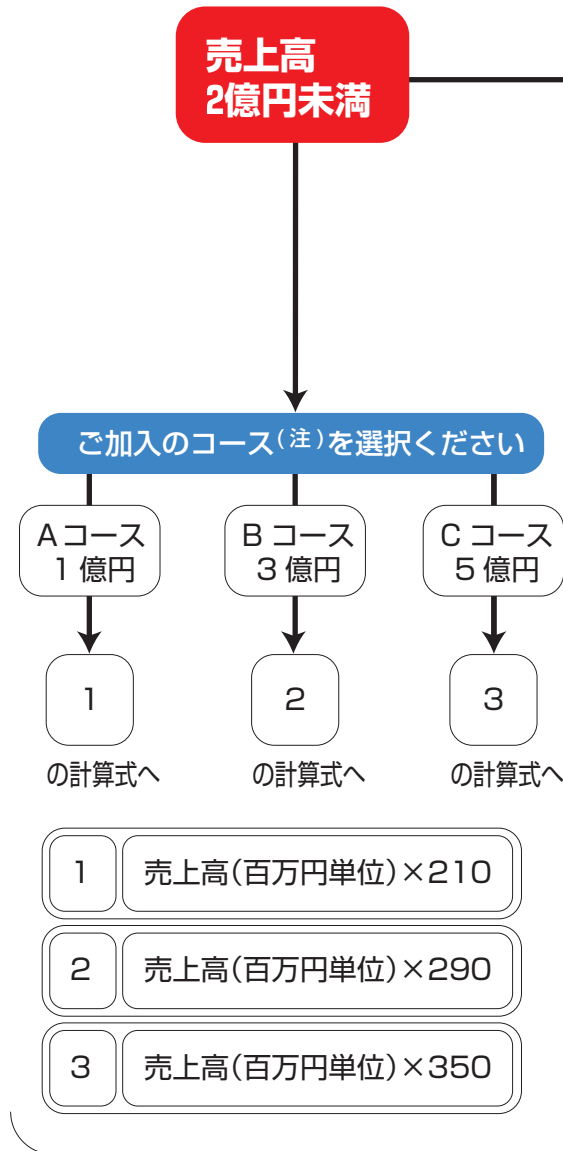
②医療用ガス販売業務も保険手配する場合は、P10(2) 医療用ガス販売業務のフローチャートに従って年間保険料を計算し、P10(3) で合計保険料を算出してください。

※「高圧ガス販売業務」と「医療用ガス販売業務」は、適用する保険料率が異なりますのでご注意ください。

※ご加入のコースは(1)(2)ともに、このページ下段の表からご選択ください。

※P10(3)の最低保険料は5,000円になります。計算の結果、5,000円未満となった場合でも保険料は5,000円となりますのでご注意ください。

- ①工業用LPG販売業務 ②電気溶接機販売業務
③電動工具／空圧工具販売業務 ④エンジン・発電機販売業務
⑤溶接棒販売業務を含む場合は、その売上高も加算してください。



(注) ご加入のコース 保険金支払限度額(身体障害・財物損壊共通、1事故・保険期間中)および免責金額
下記A・B・Cの3コースからいずれかご選択ください

コース	A	B	C
支払限度額	1億円	3億円	5億円
免責金額	1事故につき5万円		

年間保険料計算シート

対象業務の直近会計年度における売上高を「円単位」でご記入ください。

十億 百万
□ □ , □ □ □ , □ □ □ □ □ 円

より正確なご通知をいただくため「円単位」でのご記入をお願いします。

百万以上の金額をそのままご記入ください。

十億 百万
□ □ , □ □ □ , 000,000 円

上記売上高の十万円単位以下を切り捨て、百万円単位までご記入ください。
(売上高が百万円未満の場合は、「1百万円」としてください)

**売上高
5億円以上
10億円未満**

売上高が10億円以上
の場合は、別途ご照
会ください

**売上高
2億円以上
5億円未満**

ご加入のコース(注)を選択ください

Aコース
1億円

Bコース
3億円

Cコース
5億円

4

の計算式へ

5

の計算式へ

6

の計算式へ

4

売上高(百万円単位) × 190

+4,000

5

売上高(百万円単位) × 270

+4,000

6

売上高(百万円単位) × 310

+8,000

ご加入のコース(注)を選択ください

Aコース
1億円

Bコース
3億円

Cコース
5億円

7

の計算式へ

8

の計算式へ

9

の計算式へ

7

売上高(百万円単位) × 160

+16,000

8

売上高(百万円単位) × 250

+14,000

9

売上高(百万円単位) × 290

+18,000

【(1) 高圧ガス販売業務 年間保険料】

□, □ □ □ □, □ □ □ □ 円

* 保険料計算ソフト掲載場所 *

全溶連HP (<https://zenyoren.com/>) → 「活動報告」 → 「賠償責任保険のご案内」

加入申込書を印刷してご利用いただけます。

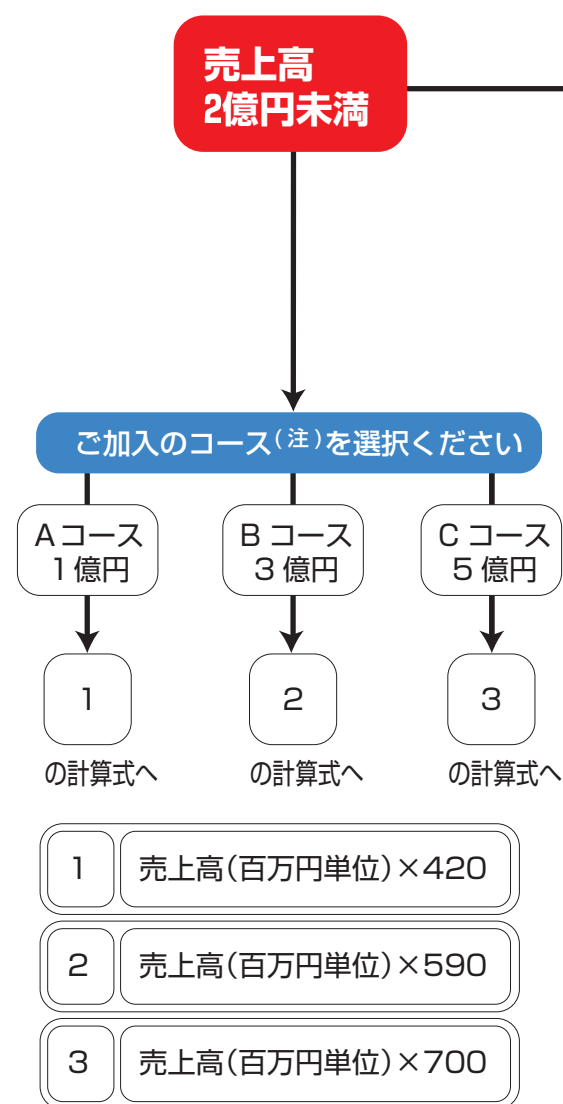
今年度の内容に合わせてページをリニューアルしますので、毎年必ず上記URLから
ご参照ください。

**医療用ガス販売業務に
ついても保険手配をす
る場合は、次のページへ。**

(医療用ガス販売業務)・(合計

(2)医療用ガス販売業務

「医療用ガス」「医療機器用ガス」の補償はこちらで保険料を計算します。



(3)合計保険料

(1)高圧ガス販売業務年間保険料 + (2) 医療用ガス販売業務年間保険料 = 年間合計保険料

【(1)高圧ガス販売業務 年間保険料】

□,□□□,□□□円

【(2)医療用ガス販売業務 年間保険料】

□,□□□,□□□円

【年間合計保険料】

□,□□□,□□□円

最低保険料は
5,000 円です

より正確なご通知をいただくため「円単位」でのご記入をお願いします。

十億 百万

, , 円

	十億			百万

, 000,000 円

**売上高
5億円以上
10億円未満**

売上高が10億円以上の場合は、別途ご照会ください

売上高
2億円以上
5億円未満

ご加入のコース^(注)を選択ください

Aコース
1億円

4

の計算式へ

B コース
3 億円

5

の計算式へ

C コース
5 億円

6

の計算式へ

4

売上高(百万円単位)×380

+8,000

5

売上高(百万円単位)×550

+8,000

6

売上高(百万円単位)×640

+12,000

ご加入のコース^(注)を選択ください

Aコース
1億円

7

の計算式へ

B コース
3 億円

8

の計算式へ

C コース
5 億円

9

の計算式へ

7

売上高(百万円単位)×330

+33,000

8

売上高(百万円単位)×510

+28,000

9

売上高(百万円単位)×590

+37,000

【(2)医療用ガス販売業務 年間保険料】

今年度の内容に合わせてページをリニューアルしてますので、毎年必ず上記URLからご参照ください。

2019年10月1日以降始期契約用

施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） 全国高圧ガス溶材組合連合会（全溶連）賠償責任保険特約 保険料確定特約 + 施設所有（管理）者特別約款 + 全溶連特約① + 全溶連特約② + 漏水補償特約 + 生産物特別約款 + 全溶連特約③

2. 引受条件等

（１）補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険、 生産物賠償責任保険	加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

全溶連賠償責任保険制度パンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③お支払いの対象となる損害

全溶連賠償責任保険制度パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

全溶連賠償責任保険制度パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

（２）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（３）保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、全溶連賠償責任保険制度パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

（４）支払限度額等

全溶連賠償責任保険制度パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

保険料^{（注）}は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^{（注）}につきましては、全溶連賠償責任保険制度パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

（２）保険料の払込方法

全溶連賠償責任保険制度パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

このご契約は、一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
○ 保険の対象（施設・業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
○ ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

（1）保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

（2）補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

（3）補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

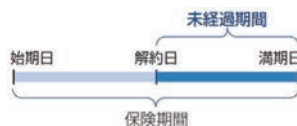
特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分以上も少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

■ ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料（加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円）未満のときは、その差額をご請求することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

後記「その他のご説明」をご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

後記「その他のご説明」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

後記「その他のご説明」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 セーフティ・マネージメント・サービス株式会社
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル11F
TEL: 03-3436-0233 FAX: 03-3459-1710

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合は

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24 時間 365 日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

【ナビダイヤル

(全国共通・通話料有料)】

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

その他のご説明

ご加入に際してご確認くださいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受幹事保険会社までお問合わせください。

1. お申込み時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入資格者の範囲

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会の会員および賛助会員に限ります。
◇記名被保険者	一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会の会員および賛助会員に限ります。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

(2) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(3) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(4) 保険料の算出基礎数値の確認について

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受幹事保険会社までお問合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受幹事保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

2. お申込み後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。（※8月中旬発送予定）

(2) 約款等の確認依頼について

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。

詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受幹事保険会社までお問合わせください。

(3) 医療関連サービス振興会に提出する、付保証明に関するお問合わせは引受幹事保険会社までご照会ください。

3. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）	引受割合	55%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	引受割合	45%

4. その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

- 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入（お申込み）方法は…（※振込手数料はご加入者様のご負担となります） 締切日までにお手続きください。

- ①添付の加入申込票に必要事項を記入・押印してください。（ご住所は都道府県名もご記入ください。）
- ②保険料を振替用紙で振込口座へ払い込んでください。
（添付振替用紙をご利用ください。なお、振替手数料は貴社負担となります。）
- ③振替用紙の半券（「振込票兼受領証」にゆうちょ銀行の領収印のあるもの）を加入申込票の貼付欄に貼付したうえで、加入申込票を下記へFAXしてください。
なお、郵便による場合は、加入申込票のコピーをお送りください。（締切日必着）
- ④FAX または、郵送後に手元に残った加入申込票は、加入者「控え」となりますので大切に保管してください。

〈ご注意〉

10万円を超える現金での保険料振込の場合、法人の本人確認書類が必要となります。ゆうちょ銀行以外の他の金融機関からの振込も出来ます。他の金融機関からの振込の場合、振込が確認出来る資料を加入申込票とあわせてFAX願います。

※締切日の翌日以後にお申込みいただく場合は、下記みずほ銀行の振込口座までお振込みください。

振込
口座

銀行名	ゆうちょ銀行
店番	019
預金種目	当座 □座番号 0466618
名義	一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

FAX
送付先

（事務代行）
一般社団法人
全国高圧ガス溶材組合連合会
FAX 03-5577-5062
〒101-0036
東京都千代田区神田北乗物町 12（大竹ビル）

銀行名	みずほ銀行
店名	神田駅前支店
預金種目	普通 □座番号 2227480
名義	一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会 シャ）ゼンコクコウアツガスヨウザイクミアイレンゴウカイ

※加入者証の発送は8月中旬を予定しています。

万一の事故のときのお手続きについて

(1) 事故にあわれた場合の引受幹事保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受幹事保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 24 時間 365 日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料) へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受幹事保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受幹事保険会社所定の保険金請求書	引受幹事保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受幹事保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受幹事保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受幹事保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受幹事保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受幹事保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受幹事保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受幹事保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受幹事保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受幹事保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

全溶連 賠償責任保険 事故内容報告書

セーフティ・マネージメント・サービス株式会社 行

FAX: 03-3459-1710

次の通り報告いたします。

年	月	日
---	---	---

本事故の
ご連絡先

(ご氏名)

(ご所属・役職)

(連絡先)

TEL - -

FAX - -

証券番号		明細番号		貴社名		
事故日	日	時	年	月	日 午前・午後 時頃	
発生場所	場	所				
事故内容	事故発生者	貴社 ・ 下請業者 (業者名:)				
	ガス種類	高圧ガス ・ 工業用LPG ・ 医療用ガス ・ 他 ※家庭用のLPGガスは補償の対象外です。				
	事故の形態 (いずれかにチェック)	☐ 施設の所有・使用・管理に起因した事故				
		☐ 現場作業中に起因した事故				
		☐ 作業完了引渡し後、作業ミスに起因した事故				
		☐ 販売（貸与）した高圧ガス容器・配管・器具等の不備・欠陥に起因した事故				
		☐ その他の事故				
	被害内容	被害者名		ケガの内容		
		被害物		(見込) 修理金額		
	事故の発生状況					

MEMO

MEMO

●この保険についてのご照会先●

	○一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会……………	TEL03-5296-0430 FAX03-5577-5062
<代理店・扱者>	○セーフティ・マネージメント・サービス株式会社……… 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 担当:小林	TEL03-3436-0233 FAX03-3459-1710
<引受幹事保険会社>	○三井住友海上火災保険株式会社…………… 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 総合営業第三部第二課	TEL03-3259-3137 FAX03-3292-6874

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社